

国際キャッシュカードサービス利用にかかる追加規定

国際キャッシュカードサービスの利用に際しては、キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定に加え、後記19から29までの追加規定（以下「追加規定」という。）を適用します。なお、特段の定めのない限り、キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定における定義は追加規定においても当てはまるものとし、必要に応じて「出金提携先」を「海外提携金融機関」に、「カード」を「専用カード」に読み代えます。

19【国際キャッシュカードサービス】

- (1) 国際キャッシュカードサービスの申し込みを受けたときは、前記1の場合に加えて外国（外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）の定めるところによる。以下同じ。）で次の場合に利用することができる専用カード（以下「専用カード」という。）を、前記1に定めるカード（以下「一般カード」といいます。）にかえて発行します。
VISA INTERNATIONAL SERVICE ASSOCIATION（以下「VISA INTERNATIONAL」という。）が運営する国際ATMネットワークに加盟し、VISA INTERNATIONALと現金支払業務および残高照会業務のいずれか一方または双方について提携する外国金融機関等（以下「海外提携金融機関」という。）のATM（以下「海外ATM」という。）を使用して預金を払戻す場合。
海外ATMを使用して預金の残高を照会する場合。
- (2) 専用カードにより海外ATMを使用して行う預金の払戻しおよび残高照会のサービスを併せて、「国際キャッシュカードサービス」といいます。国際キャッシュカードサービスの取扱時間は、海外ATMを管理する各海外提携金融機関の定めるところによります。
- (3) 専用カードの発行前にその預金について一般カードが発行されている場合、専用カードの初回使用以後、その一般カードは使用できません。
- (4) 国際キャッシュカードサービスは、普通預金以外の預金あるいは代理人による取引については取扱いできません。
- (5) 専用カードを発行する場合には、本人は当行所定の発行手数料を支払うものとします。

20【海外ATMによる預金の払戻し】

- (1) 専用カードは、預金の払戻しに使用する海外ATMを管理する海外提携金融機関が定めた現地通貨による払戻しに利用できます。この場合、当行は払戻金額と後記22に定める海外提携金融機関手数料の合計金額を当行が定める計算方法で円貨に換算した金額、および後記22に定める当行所定の手数料の合計金額を、預金から引落します。なお、払戻金額および海外提携金融機関手数料の合計金額は、当行から当該提携金融機関に当行所定の方法により送金します。この場合の円貨への換算は、当行が定めた計算方法によって行います。
- (2) 前記(1)による預金の払戻しは、日本に住所を有する個人（外為法に定める居住者に限りません。）が外国における滞在費等（外国為替に関する省令等に定めるところによる。）に充当する場合、もしくは、非居住者（外為法の定めるところによる。以下同じ。）に該当する個人または近日中に非居住者となる見込みのある個人であって次の条件を満たす者が外国における日常生活費等に充当する場合のいずれかの場合に限って、行うことができるものとします。なお、ここに定める条件を充足しない、またはそのおそれがあると認められる場合は、専用カード、本人確認資料等を当行へ提示していただくことがあります。
日本国籍を有する者であって外国の事務所で勤務している者またはその予定がある者。
日本国籍を有する者であって2年以上外国に滞在している者またはその予定がある者。
- (3) 前記(1)による預金の払戻しに際しては、海外ATMにカードを挿入し、当行への届出の暗証と金額等を海外提携金融機関が定めた操作手順に従ってボタン等により操作してください。この場合、払戻請求書および通帳の提出を不要とします。
- (4) 前記(1)による預金の払戻しは、海外提携金融機関が定めた通貨単位によるものとし、その一回あたりの払戻限度額は海外提携金融機関が定めた金額の範囲内とします。なお、その1

日あたり(日本時間によるものとします。)の払戻限度額は、当行が定めた金額の範囲内(書面その他の当行所定の方法により申出を受け、当行が承認した場合は当該金額の範囲内で変更することができます。)とします(この払戻限度額にかかわらず、1日あたり(日本時間によるものとします。)で払戻しができる金額は、キャッシュカードの1日あたりの払戻限度額から、キャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)規定およびジェイデビットカード取引規定にもとづいて払戻された金額を差し引いた金額を上限とします。)

なお、国際キャッシュカードサービスの1日あたり(日本時間によるものとします。)の払戻限度額につき、キャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)規定の4(2)にもとづきキャッシュカードの1日あたりの払戻限度額が当行所定の方法により変更された場合は、以下の取扱いとします。

キャッシュカードの1日あたりの払戻限度額が国際キャッシュカードサービスの1日あたり(日本時間によるものとします。)の払戻限度額以下に引き下げられた場合には、キャッシュカードの1日あたりの払戻限度額まで引き下げられるものとします。

キャッシュカードの1日あたりの払戻限度額が引き上げられた場合には、国際キャッシュカードサービスの1日あたり(日本時間によるものとします。)の払戻限度額を上限に、キャッシュカードの1日あたりの払戻限度額まで引き上げられるものとします。

- (5) 前記(1)による預金の払戻しは、払戻金額と後記22に定める海外提携金融機関手数料の合計金額を当行が定める計算方法で円貨に換算した金額、および後記22に定める当行所定の手数料の合計金額が、普通預金の残高をこえるときはできません。

21【海外ATMによる残高照会】

- (1) 専用カードは、VISA INTERNATIONALと残高照会業務を提携した海外提携金融機関の海外ATMにおいて、預金の残高の照会に利用できます。この場合表示される残高は、後記22に定める手数料を引落した後の預金の残高を、当行の定める計算方法により当該海外提携金融機関が定める現地通貨に換算した金額となります。
- (2) 前記(1)による預金の残高照会に際しては、海外ATMにカードを挿入し、当行への届出の暗証等を海外提携金融機関が定めた操作手順に従ってボタン等により操作してください。
- (3) 前記(1)による預金の残高照会の際に表示される普通預金残高は、総合口座取引の普通預金についても当座貸越を利用できる範囲内の金額ではなく、普通預金残高が表示されます。

22【国際キャッシュカードサービス利用手数料】

- (1) 専用カードにより海外ATMを使用して預金の払戻しまたは残高照会が行われたときは、当行所定の手数料を払戻し時または残高照会時に払戻請求書および通帳の提出なしで当該預金口座から自動的に引落します。
- (2) 海外ATMを管理する海外提携金融機関が別に所定の手数料(本追加規定において「海外提携金融機関手数料」という。)を徴求するときは、その手数料の引落しについても前記(1)と同様とします。この場合、海外提携金融機関手数料は、当行所定の手続により当行から海外提携金融機関に支払います。

23【通帳への記載】

専用カードの外国での利用に関する通帳への記載は、当行所定の方法で円貨で表示するものとし、現地通貨による表示は行いません。

24【JTbの提供するサービス】

- (1) 国際キャッシュカードサービスの利用者は、株式会社ジェイティービー(以下「JTb」という。)およびその関連会社の提供する以下のサービスを受けることができます。
 - 専用カード利用に際してのご案内(CD・ATMの設置場所および操作方法等)
 - 専用カードの紛失、盗難、利用不能等届出の代行サービス
 - 専用カード紛失時等緊急時の代用カード貸与サービス
 - 航空券・観光ツアー等の各種サービスの販売、予約、情報提供サービス

事故・トラブル発生時の現地警察・医療機関等第三者への取次サービス
前各号のほかJTBが定めるサービス

- (2) 前記(1)に定めるサービスは、JTBにより変更されることがあります。また、JTBおよびその関連会社の提供するサービスについては、すべてJTBが責任を負うものとし、これにより発生した損害については、当行は責任を負いません。

25【外国での専用カードの紛失】

- (1) 外国で専用カードを紛失し、または盗取された場合には、別途当行から案内する方法により、すみやかに本人から当行にその旨を届出てください。この届出を受けたときは、直ちに預金の払戻し停止措置を講じます。この届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) なお、前記(1)の方法により電話でカードを紛失した旨届出を行った場合には、別途すみやかに当行所定の方法により、本人から書面によって当行に届出てください。

26【海外ATMの障害等について】

海外ATMの使用に際し、海外ATMおよび海外提携金融機関の電算機等の障害、または電話の不通等の通信手段の障害等により発生した損害については、当行は責任を負いません。

27【サービスの停止および専用カードの利用停止等】

- (1) 当行は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相応の事由がある場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、国際キャッシュカードサービスの利用を停止し、または解約できるものとします。
- (2) 次の場合には、専用カードの利用を停止することがあります。この場合、当行からの請求が

ありしだい直ちに専用カードを当店に返却してください。
前記20(2)に定める条件を充足しない、またはそのおそれがあると認められる場合
専用カードについて、本人以外への譲渡、質入れ、その他第三者の権利の設定をしている、もしくは、本人以外に貸与、占有もしくは使用させている、またはそのおそれがあると認められる場合

氏名、住所、電話番号その他の届出事項に変更があったにもかかわらず、当行所定の書面による届出がない場合

当行が届出のあった氏名、住所にあてて当店あて連絡を求める通知または送付書面を送してから一定期間が経過しても連絡がない場合

28【法令等の適用および準拠法】

- (1) 外国での専用カードの利用に際して、日本および外国において現に適用されている、または今後適用される諸法令・諸規則等にもとづき、許可書、証明書その他の書類が必要である場合には、当行または海外提携金融機関から請求があり次第、請求された書類を提出してください。請求された書類が提出されない場合、または諸法令・諸規則等の遵守のため当行が必要と認める場合には、当行は専用カードの利用を停止することができるものとします。
- (2) 外国での専用カードの利用に関する契約関係についての準拠法は日本法とし、キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定（本追加規定を含む）は日本法に従い解釈されるものとします。なお専用カードの利用、追加規定の解釈、その他国際キャッシュカードサービスの利用に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

29【情報管理の委託ならびに承認】

当行は、本サービスを提供するために必要な範囲において、当行が情報処理・事務処理等を委託する会社、VISA INTERNATIONAL、JTBおよびその関連会社、海外提携金融機関等に対して顧客氏名、暗証、払戻金額、預金残高等の顧客口座情報を提供し、またはこれらの機関に顧客口座情報の管理を委ねることができるものとします。

以 上